被爆者などの健康診断

無料で受診できます

被爆者定期健康診断

年に2回、定期健康診断を受けることができます。対被爆者健康手帳か第一種健康診断受診者証をお持ちのかた 期①4月3日(月)～9月29日(金)／②10月2日(月)～来年3月30日(金)※日時や場所などは、後日、はがきで通知します。問援護課(☎829・1149)

被爆者がん検診

希望者は被爆者定期健康診断とは別に、年に2回、健康診断を受けることができ、そのうち1回をがん検診にできます。対被爆者健康手帳か第一種健康診断受診者証をお持ちのかた 内(検査項目)①胃がん②肺がん③乳がん④子宮がん⑤大腸がん⑥多発性骨髄腫(こつずいしゅ) 持被爆者健康手帳か第一種健康診断受診者証、印鑑 所被爆者健康管理センター(もりまちハートセンター)、市医師会医療センター診療所(栄町)、市が指定している医療機関 申受診できる医療機関にある「希望による健康診断受診申請書」でお申し込みください。※医療機関によっては、予約が必要な場合や、検診できない項目があります。事前に医療機関へご確認ください。問援護課(☎829・1149)

第二種健康診断

対第二種健康診断受診者証をお持ちのかた 期4月3日(月)～9月29日(金)※年1回受診可。日時や場所などは、後日、はがきで通知します。内(検査項目)①問診②尿検査③血圧測定④血液検査など 持第二種健康診断受診者証 問調査課(☎829・1290)

被爆二世のかたの無料健康診断

対市内にお住まいで次のいずれかを満たすかた ①親が長崎で被爆し、昭和21年6月4日以降に生まれた ②親が広島で被爆し、昭和21年6月1日以降に生まれた 期4月10日(月)～来年2月28日(水) ※被爆者健康管理センターは毎月第3日曜日の午前9時～正午も受診できます。所被爆者健康管理センター、地区巡回会場、市が委託している医院 ※地区巡回会場や日程、委託医療機関は援護課、行政センター、支所に設置しているチラシで確認できます。市ホームページでも確認可。申(昨年度未受診のかた)援護課、行政センター、支所の窓口で申し込むか、住所、氏名(フリガナ)、性別、生年月日、電話番号、受診希望日、受診希望場所、親の被爆状況(例:父・長崎被爆)を書いて、「被爆二世健診希望」と明記して封書・はがき・FAX(829・1148)で、長崎市援護課(〒850－8685 桜町2－22)へお送りください。市ホームページからも申し込み可。後日、日時・場所を指定した受診票を送付します。申(昨年度受診したかた)今年度から、受診月の前月までに受診票を送付しますので、申し込みは不要です。申(期限)来年2月9日(金) 他受診期間中に1回のみ受診可。問援護課(☎829・1149)

〈広告〉